

○ 行政文書・法人文書該当性

【法2条関係】

208	答申13（行情）77 「1945年の皇族会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 不存在とされていた皇族会議の議事録が宮内庁書陵部に存在することが確認されたが、行政文書に該当しないとしたもの	2 行政文書該当性について 本件議事録は、開示請求の時点において目録が整備されていなかったことは、上述のとおりであり、施行令3条1項に規定された特別の管理がなされているかどうかが問題となる。 宮内庁書陵部には、宮内庁がその行政組織としての業務に必要なものとして利用又は保存しているものとは言えない多数の歴史的な資料が保管されており、本件議事録も、旧体制下の皇族会議の議事録であり、このような歴史的な資料の一つと考えられる。法制定時、その施行までに相当の準備期間が設けられたことに照らせば、本件開示請求の時点においてその目録が整備されていないことは問題であるが、宮内庁書陵部が保管する文書の性質や数量等を考慮すれば、これらの目録整備のためには、なお一定の合理的な期間が必要であることが認められる。法も、施行令2条1項により指定された機関が保有する文書の一部につき、施行令3条の要件が満たされていないことをもって、直ちに当該一部の文書が歴史的資料ではなく、行政文書として扱われることになるものではないと解される。加えて、本件議事録については、事後的ながら、歴史的資料としての目録の整備もなされたものと認められるので、同条1項の特別の管理の要件は充足されたものと認められ、これが行政文書に該当するとは認められない。 なお、宮内庁に存在する多数の目録未整備の文書については、速やかにその目録の整備を行い、歴史的資料として一般の利用に供すべきものと思料する。
209	答申14（行情）99 「特定の病院で行われた脳死判定に関し、厚生省が同病院等から報告を受けた内容を示す記録等の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 返却することを前提に提出を受けた文書について行政文書に該当すると認めた例 ・ 文書の廃棄時期を確定することは出来ず、かつ、廃棄処分が適正であったとは言えず、不存在を理由に不開示としたことは妥当ではなかったが、現時点においては、不存在であると認定	4 本件対象文書の存否について（略） （2）ネットワークから提供を受けた資料について 諮問庁は、上記3（2）に列記したネットワークから提出された関係資料（以下「ネットワーク提出資料」という。）について、ネットワークに返却することを前提に借用したものであり、検証作業等が終了した時点でネットワーク提出資料はネットワークに返却されており、本件開示決定の時点で当該文書を保有していなかったと主張する。また、これらの文書は検証作業等のため借用しているものであり、「行政文書」として取得しているものとは考えておらず、コピーの作成についても検証会議終了後廃棄することを前提に作成したものであり、「行政文書」として作成したものとは考えていなかったとしている。 そこで、これらの文書について検討する。まず、返却又は用済み後の廃棄を前提として行政機関が民間の関係者等から提供を受けた借用文書の行政文書該当性については、その文書の内容・性格、借用したときの状況などを考慮して個別具体的に判断する必要があると考えられる。 本件の場合、諮問庁は、臓器移植に係るドナー等個人の情報を保護する必要性が高いことを念頭に置いて、会議終了後廃棄ないし返

		却することとしていたことが認められる。しかしながら、①ネットワーク提出資料は、諮問庁が設置した検証会議及び作業グループにおいて検討するためにネットワークに提出を求めたものであり、一定期間継続的に使用されることが想定されていたこと、②ネットワーク提出資料は、ネットワークが原資料の写しを提出したものであり、会議終了後の返却ないし廃棄処分の方法等は、基本的に諮問庁の判断に任されていたと考えられ、これらの文書及びこれらに記載された情報の使用・管理・処分に関する権限は諮問庁が有していたと認められること、③文書の内容は、上記のとおりコーディネート記録や法的必要書類等であって、その主要な情報は個人のプライバシーに配慮した形で検証会議の報告書に記載されていることなどを考慮すれば、ネットワーク提出資料は、その内容・性格、提出を求めた趣旨・目的、使用・管理・処分等の状況にかんがみ、行政機関が保有している文書であると言うことができ、行政文書に該当すると認められる。 法施行令16条6号ニにおいて、開示請求の対象文書は開示決定の日の翌日から1年以上保存する文書管理規程を作成しなければならないと規定されており、現に諮問庁の文書管理規程はそうのように規定されている。さらに、同文書管理規程は、開示決定以前ならば開示請求対象文書を廃棄しても差し支えない旨定めていると解することはできない。 ネットワーク提出資料は上記のとおり行政文書に該当するのであり、諮問庁が本件開示請求後にこれを保有していたことは明らかである。諮問庁は、実質的な検証作業が終了し、ネットワーク提出資料が不要になった時点でこれを廃棄したとするが、その廃棄時期が本件不開示決定の前後のいずれであるかを明らかにすることができない。仮に諮問庁が本件不開示決定前にネットワーク提出資料を廃棄したとすれば、本件対象文書を保有しないとして不存在とした本件不開示決定は、諮問庁の文書管理規程の趣旨に反し、妥当ではなかったと認められ、逆に本件不開示決定以後にネットワーク提出資料を廃棄したとすれば、不存在を理由とする不開示決定は違法であると言わざるを得ない。 当審査会の調査によると、本件開示請求の日である平成13年4月2日には、第7回作業グループの、同月19日には第8回同グループの各作業が実施され、同月27日には検証会議が開催され、検証結果報告書が作成され、同日本件不開示決定が行われた事実が認められる。これらの経緯に照らすと、本件不開示決定の時点で、ネットワーク提出資料が不要なものとなったとして廃棄されていたとまで認めることは困難であると言わざるを得ないが、半面、本件不開示決定後にネットワーク提出資料を廃棄したと断定することも困難である。いずれにしても、不存在を理由として本件不開示決定を行ったことは妥当ではなかったが、諮問庁において本件ネットワーク提出資料を廃棄したことは明らかであるので、現時点においては不存在と認定するほかはない。
210	答申15（行情）392 「広島大学大学院教授が住	2 行政文書該当性について （1）本件対象文書の利用及び保存等の実態について

民討論集会で配布した資料に係るバックデータの不開示決定(不存在)に関する件」 大学教授の研究に関する資料を、その性質、作成、利用及び管理の実態を総合勘案して、行政文書には該当しないとしたもの	当審査会においては、諮問庁からの口頭説明聴取の際、諮問庁の当該教授の研究室における本件対象文書の利用及び保存等の実態について指名委員による実地調査を行った。その結果によれば、本件対象文書は、当該教授の研究のために当該教授個人の知見に基づく調査によって得られた数値を表のかたちでまとめた研究資料として当該教授が保有するものであって、これらの数値データは、当該教授のみがアクセスできるパソコンに保有され、当該教授が自らの研究にのみ使用しているものであり、当該研究資料は当該教授個人の管理下にあるため、学内外のいかなる者も当該教授の承諾なしには閲覧することさえできない状態に置かれているものと認められる。また、当該教授の研究室は当該教授個人の執務用の机や書架等が置かれた個人の占有空間として当該教授個人の管理下にあり、当該教授の不在時に他の研究者が自由に出入りできないため、組織（講座）としての共用空間であるとは認められない。 以上によれば、本件対象文書は当該教授が所属する講座という教育研究組織において、他の研究者と共用している事実はなく、当該教授が個人の研究資料として、厳重に管理し、保有しているものであると認められる。 (2) 国立大学教員の研究資料について 大学の目的は、学校教育法52条に「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び専門的能力を展開させることを目的とする。」と規定されている。 また、国立大学の教員は、教育公務員特例法によっても、研究と修養に努めることとされており、専門分野の研究を深めるための自律性が認められている。このように大学の目的に沿って、国立大学の教員が行う研究は、自らが所属する教育研究組織の分野における専門の学芸を深めるために、どのような研究テーマに基づいて、どのように研究上の真理を探求し、どのような形の研究成果として公表するかについて、教員個人が自らの裁量によって判断する性格のものであると認められる。 さらに、国立大学の教育研究組織が教員個々人の専門分野の集合体として形成されているとしても、その教育研究活動が教員個々人によって行われていることにかんがみると、教員が個人の専門分野の研究のために保有する研究資料を、直ちに組織的に用いられているものと言うことはできない。 (3) 行政文書非該当性について 本件対象文書は、当該教授が自己の研究目的やテーマに沿って、上記討論集会に参加し、研究者として探求する研究テーマの属する研究分野の一環として述べた意見の基礎となる資料であって、当該教授が個人の研究者としてその知見に基づいて収集したものであり、当該教授の専門分野の研究にのみ使うための研究資料として作成され、その研究成果及びバックデータをどのような時期にどのような形で公表するのかについても、専ら当該教授の判断に委ねられているものであること、他の者が当該教授の承諾なしに使うことはできないものであることからすると、本件対象文書は専ら当該教授の
--	--

		みが研究者個人として利用し、管理をする個人の研究資料であると認められる。 なお、本件対象文書には、一部他の研究者の資料の引用があるが、この資料は研究者同士の信頼関係に基づいて当該他の研究者から当該教授が任意に提供を受けたものであると認められ、当該教授の資料と同様に、諮問庁においては、専ら、当該教授個人の研究資料と認められる。 このような本件対象文書の性質、作成、利用及び管理の実態を総合勘案すると、本件対象文書は、諮問庁が組織的に用いるものとして保有している行政文書には該当しないものと言うべきである。
211	答申１５（行情）６４１ 「税務署で収入印紙を取り扱わないことを説明するために特定職員が見せた文書の不開示決定（行政文書非該当性）に関する件」 職員が窓口説明の際に参照した文書につき、その内容及び使用等の状況から行政文書に該当しないとしたもの	２ 行政文書非該当性について 諮問庁は、本件対象文書は、特定職員が単独で当該職員のみが使用するメモとして作成したものであり、当該職員個人が管理する机下収納箱に保管し、苦情の内容に応じて、窓口に適宜携行していたと説明しているが、本件対象文書の記載内容からすると、諮問庁の本件対象文書の取扱いについての説明が不自然と言うことはできず、本件対象文書は、これを作成した当該職員が自ら使用する場合にはのみ意味を持つ性質の文書であると認められ、また、他の職員が使用していたものと認めることはできない。 このような本件対象文書の内容及び使用等の状況からすると、本件対象文書は、メモとして作成された個人の資料であって、これを組織として用いるために作成され、組織的に共用している文書と言うことはできず、神奈川税務署における行政文書に該当すると認めることはできない。
212	答申１５（行情）７５０ 「特定団体の総会議事録、役員名簿及び規約書の不開示決定（不存在）に関する件」 特定団体の事務局のロッカーが行政機関の建物の中にあるとしても、管理が区分されていれば、行政機関が保管している行政文書ではないとしたもの	３ 本件対象文書の不存在について（略） なお、諮問庁の説明によれば、特定の地方ＢＢＳ連盟の事務局は近畿地方委員会の事務所に置かれているが、近畿地方委員会の職員が特定の地方ＢＢＳ連盟の事務局の仕事を担当しているものではなく連絡先となっているにすぎず、近畿地方委員会の職員ではない事務局長や事務局員が、月に一度ぐらいの割合で来庁し、応接用の机等のスペースを借りて郵便物の整理等の事務処理を行っているとのことである。また、特定の地方ＢＢＳ連盟の関係書類は、扉に特定の地方ＢＢＳ連盟名を付した専用のキャビネット内に保管されており、それらの書類等を近畿地方委員会が借用する場合は、必ずあらかじめ又は事後に承諾を得ることとしているとのことである。 このような実態を踏まえれば、近畿地方委員会の中に事務局が存在し書類が保管されているとしても、特定の地方ＢＢＳ連盟の書類については処分庁が保管しているとは認められない。 したがって、近畿地方委員会内のキャビネットの中の書類は、当該行政機関が保有しているものではなく、本件対象文書になり得ないと認められる。（略）
213	答申１５（行情）７５１ 「平成１３年公認会計士第二次試験の合否判定に関する文書の一部開示決定に関	２ 不開示情報該当性及び不存在について （２）論文式試験関係 イ 正解が記載された文書について （ウ）「解答」の行政文書性及び試験委員によるその保有について

	する件」 ・ 公認会計士試験委員保有文書について、行政文書該当性を認定したもの ・ 「解答」の保存等について付言したもの	公認会計士審査会は、公認会計士法３５条に基づき金融庁に置かれた審議会等であり、その試験委員は非常勤の国家公務員であり、「解答」は試験委員が職務上作成し、又は取得したものであって、複数の試験委員が採点業務に利用していることから、「解答」は諮問庁において組織的に用いるものとして保有していたものと認められ、その存在する場所が諮問庁の庁舎外であったとしても、試験委員はその職務上、庁舎外で採点を行うことが常態であることからすると、諮問庁が行政文書として保有していたものと認められる。 したがって、諮問庁は開示請求時点又は原処分時点においては、少なからぬ科目に関して正解を保有していたと認められることから、諮問庁の主張は、是認することができなく、当該文書を不存在を理由に不開示とした決定は、妥当であったとは言えないものである。 しかしながら、公認会計士法３８条２項において、試験委員は試験の実施ごとに任命され、その試験が終わったときは退任することとされており、平成１３年の試験委員は平成１３年１０月初旬の合格発表までが当該試験に係る任期とされていることからすると、遅くとも平成１３年１０月中にはその任期を終え退任したものと認められ、退任後に保有しているとしても、それは元試験委員として私的に保有していると思わせるを得ないことから、退任後は元試験委員のみが保有する当該文書についての行政文書該当性は認められない。 このことから、諮問庁の正解を保有していないとの説明は、現時点においては、結果として是認せざるを得ないものと認められる。 ４ 「解答」の保存について 上記２（２）イ（ウ）において記したように、試験委員が「解答」を保有していたことが認められたものの、当該文書を試験委員のみが保有しており、試験委員の退任に伴いその行政文書該当性が認められないものとなっている。 「解答」は、試験制度上重要なものであることから、今後、その形式を検討するとともに、作成された解答は試験委員のみの保有とせず、その提出を求め、事務局で保存することとし、その保有期間は、短答式試験の解答のそれに照らし、少なくとも１年とすることが望まれる。
214	答申１８（行情）４３０ 「クッキーフォルダ等の不開示決定に関する件」 ・ 職員が職務で使用するパソコンに関して、一定のファイル等につき、組織共用性がないとして、行政文書該当性を否定したもの	２ 本件対象文書の行政文書該当性について （１）諮問庁が行政文書でないとしている①C o o k i eフォルダとは、職員がウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトの提供者が、職員のコンピュータにユーザに関する情報や最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数などのデータを一時的に書き込んで保存させておくフォルダ、②H i s t o r yフォルダとは、職員がウェブサイトを開覧した際の履歴が保存されるフォルダ、③T e m p o r a r y I n t e r n e t F i l e sフォルダとは、職員がウェブサイトを開覧した際にそのウェブサイトの内容が一時的に保管されるフォルダ、④F a v o r i t e sフォルダとは、職員が

		随意にウェブサイトを保存しておくフォルダである。①から③までについては、通常パソコンに搭載されているソフトウェアの提供する機能により自動的に記録がなされるもので、インターネットに接続できるパソコンであれば、これらのフォルダは自動的に作成されているものであり、職員が組織的に用いるものではないことから、行政文書に該当するとは認められない。また、④についても、職員が個々の職務の必要上作成するものであり、組織的に用いられるものではないことから、行政文書に該当するとは認められない。
215	答申 20（行情） 239 「入国・在留審査実務の手引の不開示決定に関する件」 キャビネットに保管されていた廃棄予定の入国・在留審査実務の手引について、組織共用性を失ったと解することはできないとして、法2条2項の行政文書に該当するとして、改めて開示決定等をすべきとしたもの	2 本件対象文書の行政文書該当性喪失の有無について（略） （2）しかしながら、諮問庁から提示を受けて本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、判読に何ら支障のない状態であることが認められる。そして、本件対象文書は、上記のように総務課において、他の組織共用性のある文書とともにキャビネットに保管されていたから、依然として組織的に利用され得る状態で保管されていたと言ふべきである。そこで、このような保管状況等に照らすと、たとえ事務連絡により審査実務手引を処分するよう指示がされており、本件対象文書は廃棄処理を失念したもので、これ以外に残存する審査実務手引はなく、また、審査実務手引の内容のうち必要な部分が改訂版に編集し直され、平成15年9月以降は本件対象文書を職員が参照する必要性がなくなり、総務課が本件対象文書を使用する必要がなかったとしても、これら事情によって本件対象文書が組織共用性を失ったと解することはできない。 したがって、本件対象文書は、法2条2項の行政文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等を行うことが相当である。
216	答申 22（行情） 1 「個人所得税の徴収と還付に関する一切の文書等の不開示決定に関する件」 法令の条文を行政文書に該当しないとしたもの	3 原処分の妥当性について （1）前段部分（略） イ 原処分の妥当性について 本件において、特定すべき対象文書は該当する法令の条文であると認められる。 しかしながら、一般に法令は公布の手續が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られている。また、本件に係る法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、法2条2項の行政文書に該当せず、開示請求権制度の対象とする必要はないものと解すべきである。本件に係る法令の条文のように、容易に入手が可能なものについて開示請求権制度の対象とした場合には、制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、行政機関の事務負担の面からも、改めて開示決定等を行う必要は認められない。 なお、本件開示請求と同時に行われた平成18年分開示請求の補正の際に、該当する法令の条文は、処分庁により、審査請求人に交付されており、審査請求人に対する行政サービスとして提供されているものと言える。

217	答申 2 2 (行情) 3 8 0 「派遣海賊対処水上部隊(1次隊)の成果報告書の不開示決定(不存在)に関する件」 派遣部隊で作成され、同部隊の指揮官の決裁を了としていたが、自衛艦隊司令官宛に提出されていなかった文書について、行政文書該当性を認めたもの	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 本件対象文書について 当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、本件対象文書について、開示請求があった時点では処分庁において保有していないことから不存在としたが、現時点で同様の請求があった場合は、派遣海賊対処水上部隊(1次)の報告書である海賊対処等実施報告(以下「本件実施報告」という。)という文書を特定することになるとのことである。 (2) 海賊対処等実施報告について ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 本件実施報告は、第8護衛隊に所属する派遣部隊の指揮官である第8護衛隊司令により作成され、あて先は自衛艦隊司令官で、写送付先として統合幕僚長等へ通報されたものである。 本件実施報告は、平成21年8月11日が起案日であり、同月16日に派遣部隊の指揮官である第8護衛隊司令の決裁を了していたが、派遣部隊から自衛艦隊司令官への提出は同22年1月22日と遅れ、統合幕僚長に提出された日は同月27日である。 本件開示請求のあった平成21年12月1日当時、本件実施報告は、自衛艦隊司令官・統合幕僚長あてに報告・送付されておらず、報告書としての性質を備えているものとは言えず、開示請求があった当時、処分庁として今回の請求内容に合致する行政文書を保有していなかったとし、原処分を行ったものである。 なお、本件実施報告は、その後、上級部隊において訂正は行われていない。 イ 諮問庁の上記説明について検討すると、本件実施報告は、派遣部隊で作成され平成21年8月16日には同部隊の指揮官である第8護衛隊司令の決裁を了していたのであるから、遅くとも同日には行政文書として防衛省・自衛隊が保有していたものであると認められる。これが自衛艦隊司令官や統合幕僚長あてに提出されていないことを理由に、行政機関の保有する行政文書ではないと言うことはできない。
23-26	答申 2 3 (行情) 2 5 6 「子供の奪取に関するハーグ条約」について検討した経緯が分かる文書の不開示決定(不存在)に関する件」 職員が検討用として作成していたという「記録」について、保管の態様等も踏まえると、当該「記録」は、職員の個人的な検討の過程で作成されたものであるとして、行政文書該当性を否定した例	2 本件対象文書の保有の有無について (略) (2) 検討 平成22年12月22日付けで本件開示請求がなされ、同23年1月12日付けで原処分がなされていることを踏まえて、諮問庁の上記の説明について検討する。 ハーグ条約をめぐる昨今の状況に鑑みると、ハーグ条約の締結に関連して、法務省において組織的な検討を行い、副大臣会議のための資料等を作成するようになったのは、平成23年1月25日の副大臣会議以後であるとの諮問庁の説明に、特段不自然・不合理な点があるとは認められない。 また、上記の副大臣会議以前において、法務省の担当部局の職員が検討用として作成していたという「記録」について、これが本件対象文書に該当すると解するべきか検討すると、諮問庁から提示を

		受けた「記録」によれば、この「記録」は、将来、締結される可能性のある条約について、必要な国内法制定のための準備の一環として、上記の担当部局の職員が、将来に備えて作成したものであり、その内容も、子の返還についての司法手続に関して、問題となる数点を挙げて、そのいくつかについて、若干の検討をしているものであり、一見して研究途上のものであると認められる。そして、諮問庁から提示を受けた副大臣会議提出資料と対比してみても、諮問庁の説明するとおり、両者は内容・形式ともに異なるものであり、特に、内容的には、「記録」で検討された内容は、副大臣会議提出資料には、ほとんど反映されていないことが認められる。そして、「記録」が担当者の使用するパソコンにデータファイルで保管されていたが、当該データによって起案文書が作成されたり、何らかの会議で利用されたりしたことはなかったとの諮問庁の説明も、不自然、不合理であるとまでは言えないから、このような保管の態様等も踏まえると、当該「記録」は、担当者である職員の個人的な検討の過程で作成されたものであると言える。以上によれば、「記録」は、少なくとも、本件開示請求又は原処分時点においては、組織的に共用されていたとは言い難いのであって、法2条2項にいう「行政文書」に該当するものではなかったと認められる。
23-27	答申23（行情）298 「健康診断の取扱いについての不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 諮問庁が担当者の個人的な検討段階の文書と主張する文書の行政文書該当性を認めた例	2 本件対象文書の行政文書該当性について （略） （2）諮問庁は、本件対象文書の行政文書該当性について、以下のアないしエのとおり説明する。 ア 本件対象文書は、担当者Bが、現行、個別事例ごとに判断されている健康診断日を初診日とするか否かの取扱いについて、運用上統一的な基準が存在しないことから、当該基準について組織的な検討が加えられることを目的として作成した文書である。 イ しかし、本件対象文書は、その後、会議や打合せ等で組織的な検討が加えられた事実はなく、組織的に使用されておらず、担当者Bの個人的な検討段階にとどまる文書である。 ウ また、障害認定を担当している医師から、当該取扱いは、医学的見地から個別に判断すべきものであり、画一的に判断しようとする、事務処理誤りにつながる、との意見が出されたため、担当者B自身で廃案とした文書である。 エ 本件開示請求は、担当者Aが、異議申立人である開示請求者からの照会に対し、健康診断日を初診日とするか否かの取扱いについて、当時の社会保険業務センターにおいて組織的な検討が加えられる予定であること、また、本件対象文書が存在し、これを検討資料として使用することを教示したことによって、行われたものであるが、本件対象文書は、法2条2項の「行政文書」に該当しないものである。 （3）さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のア及びイのとおりであった。 ア 本件対象文書は、担当者B以外の他の職員又は部外に配付されたものではなく、担当者Aが内容を承知していた理由としては、担当者Bと隣席であり、概略を承知していた程度であると思われる

		る。 また、障害認定を担当している医師から意見が出された点については、担当者Bが検討段階において口頭で相談したものであり、本件対象文書を提示して相談したものではない。 イ 廃案後の措置については、開示請求受理後、本件対象文書が廃案になった旨を外部からの照会に対応する可能性のある旧社会保険業務センター内の障害年金事務担当職員に口頭で速やかに周知した。 (4) 上記(2)及び(3)について検討すると、①本件対象文書は、担当者Bが職員個人の便宜のためにのみ作成したものではなく、組織的な検討が加えられることを目的として作成した文書であり、②本件対象文書を作成した担当者B以外の職員が、部外者である異議申立人に対し本件対象文書について具体的な文書名を明示してその内容を説明しており、③諮問庁もその文書が何であるかについて認識しているものと認められ、④開示請求受理後、本件対象文書が廃案になった旨を旧社会保険業務センター内の障害年金事務担当職員に口頭で速やかに周知していることから、開示請求時点において、同センターとしても本件対象文書が同センター内の少なくとも一部の職員の間において組織的に用いられていたと認識していたものと認められる。 したがって、本件対象文書は、法2条2項に規定する「行政文書」とであると認められるため、これを対象として、改めて開示決定等をすべきである。
23-28	答申23(独情)47 「平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」委託事業実績報告書等の一部開示決定に関する件」 ・ 研究者の実験ノートは、法人文書に該当しないとした例	2 不開示情報該当性について (略) (2) 文書65(実験ノート)について (略) イ 本件不開示理由について (イ) 文書65(実験ノート)の法人文書該当性について A 法2条2項において、法人文書とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、保有しているものとされている。そこで、まず、農研機構における実験ノートが職務上作成又は取得した文書に該当するか否かについて検討する。 諮問庁は、上記(ア)Bのとおり、研究者が実験を行った結果のデータ(実験データ)自体は農研機構に帰属するものの、当該実験データは、研究者で管理していると説明する。また、実験ノートには、上記のような実験データのほか、研究者のアイデア等も記載されているとも説明する。 そこで、当審査会事務局職員をして、本件開示請求に係る研究(実験)テーマの決定等に関して諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ① 農研機構の研究は、農林水産省の施策を実現するための研究であり、農林水産省が示す行政ニーズ等から抽出された具体的な目標を達するため、その実現に向けた計画(中

		期計画)を作成している。 ② 一般的には、研究者が研究者の創意に基づいて目標実現のため、中期計画に沿った研究課題を発案し、それに対して組織としてニーズ等を勘案して法人として行うべき課題として決定している。 ③ このように、目標を示し、研究実施課題を決定するのは農林水産省等であるが、個別の研究実施課題は研究者の発意であり、そのアプローチは個々の研究者の独創的な創意工夫に委ねられている。 上記のように目標とする研究(実験)テーマ及びその方向性等は、組織として決定され、その範囲内において、研究者が立案し、組織による承認を経て研究が行われているというプロセスに鑑みれば、研究・実験における研究者の自由性がかなり多くあり、研究者の知識、経験及び創意に基づいて行われているものと推察され、この意味において、実験データ及びアイデア等が記載された実験ノートは研究者のものであるとする諮問序の説明を著しく不合理と断ずることはできない。 B 組織共用性について 技術分野の実験を伴う研究においても、個別の研究課題への着眼、実験の計画、実験実施の技法、実験結果の評価は、個々の研究者の創意工夫と努力に負うところが大きいことから、研究者の人格の発露ということができ、このような視点からは、実験ノートは、思考の視覚化、記憶の手段として、極めて個人的なものといえることができる。 他方、企業等の組織が経済活動の一環として技術分野の実験を伴う研究を見る視点からは、研究者や実験施設に対する投資により産出される研究成果は、投資をした組織に帰属するものであり、未完成ながら研究成果が最初に記録される実験ノートも、研究の管理や共同化のため、その組織に帰属すると考えられ、そのための規則や慣習が形成されてきた。また、この視点からは、研究成果を事業化するための前提として、特許権等の取得、維持のための資料としても、実験ノートはその組織のものであるとされることとなる。 企業の研究所においては、古くから、後者の視点から、実験ノートを把握していたものと考えられるが、営利を目的としないかつての大学、国立の研究所においては、前者の視点から実験ノートを把握する考え方も少なくなかったものと推察される。また、実験に要する期間や新技術の特許権で保護しようとする意識の強弱によるものか、その研究の属する技術分野によっても、どちらの視点を重視するかに差があったとも考えられる。 現代においては、知的財産権重視の風潮が一般化すると共に、国立大学の法人化、国立の研究所の独立行政法人化に伴い、実験ノートの管理の在り方も変化しつつあると推察されるが、上記(ア)Dの特定独立行政法人Aのような実験ノー
--	--	--

		トの管理を行うところがある一方で、上記（ア）Cのような実験ノートの使用状況、管理状況の独立行政法人もあり、その実情は、独立行政法人によって差があることが認められ、結局は、実験ノートが法人文書に該当するか否かは、開示請求の時期における各独立行政法人ごとの実情に即して判断するのが相当である。 上記（ア）Bのとおり、農研機構において、チームを組んで研究を行う場合、チーム長の指示の下、各研究者が実験等を行い、その経過報告も実験ノートそのものではないとしても、それをある程度まとめたものなどにより報告が行われていると説明していることに鑑みると、実験データが記載された実験ノートについて、これを農研機構に無関係なものとして見ることができないのは当然である。 しかしながら、上記（ア）Bのような諮問庁における実験ノートの使用状況、管理状況からすれば、本件開示請求から現在までの時点においては、実験ノートには組織共用性がなく、法人文書に該当しないと認めるのが相当である。このような実験ノート管理の在り方が上記の后者の視点からは問題とされる余地はあるが、農研機構の前身が国の試験研究機関であったこと、前記のような農業分野であることを考慮すれば、上記のような実情にあるとの諮問庁の説明は、必ずしも不自然、不合理とは言えない。 以上のことから、文書65（実験ノート）は、法2条2項に規定する法人文書とは認められないことから、農研機構がこれを保有していないので、これを不開示とした決定は妥当である。
24-26	答申24（行情）237 「内閣府行政刷新会議事務局有志が運営するツイッターの運用マニュアル等の不開示決定（不存在）に関する件」 内閣府行政刷新会議事務局有志が運営するツイッターの運用マニュアル等について、不存在を妥当としつつ、当該ツイッターの運営は、刷新会議事務局職員有志による運営か、同事務局自体による運営かが、曖昧なものであったと言わざるを得ず、そのような曖昧なままの運営であったという事実自体が、刷新会議事務局がその運営等	3 本件請求文書の保有の有無について 本件開示請求は、本件ツイッターの運用マニュアル等の一切の公文書を求めるものであるところ、諮問庁は、本件ツイッターは、刷新会議事務局に在籍していた一部の有志職員が個人の資格において取得し、管理していたアカウントを通じて運用していたものであって、事業仕分けが意図する透明性や公開性の向上に貢献し、一般国民のための情報提供活動であると考えられることから、刷新会議事務局は、この情報発信を職務の一環として行うことを了解していたと説明する。 当審査会事務局職員をしてインターネット上の情報を確認させたところ、現時点では本件アカウントの存在は確認できなかったものの、同アカウントによるものとみられる平成22年4月26日からの複数のツイートが閲覧でき、これらのツイートを見る限りでは、いずれも刷新会議事務局が所掌する事業仕分けや規制仕分け等の評価結果や行政事業レビューなどが掲載されたホームページのアドレスなどが記載されていることが認められ、一般国民のための情報提供活動であるとする諮問庁の説明は首肯できる。 本件アカウントは刷新会議事務局に在籍していた一部の有志職員が個人の資格において取得して一般国民に対する情報提供のために利用されていた、刷新会議事務局もこの情報発信を職務の一環とし

	に関する文書を組織的に用いるものとして保有していないという事態を招いていたとも考えられ、望ましいことでないとした例	て行うことを了解した、というのであるから、本件ツイッターの運営は、刷新会議事務局職員有志による運営か、同事務局自体による運営かが、曖昧なものであったと言わざるを得ない。そして、そのような曖昧なままの運営であったという事実自体が、刷新会議事務局がその運営等に関する文書を組織的に用いるものとして保有していないという事態を招いていたとも考えられ、望ましいことでないことは言うまでもないが、不自然、不合理であるとまでは言えない。
24-27	答申 2 4（行情） 2 8 3 「天皇、皇后又は皇太后の用に供すべき自動車に係る自動車検査証等の一部開示決定に関する件」 車両に添付された検査標章、自動車登録番号標及び保管場所標章並びに車台部分に打刻された車台番号について、物品又は物品の付属物と解し、行政文書に該当するとは認められないとした例	3 文書 5 及び文書 7 ないし文書 1 0 の行政文書該当性について (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、皇ナンバー車両及び品川ナンバー車両には、文書 5（検査標章）が前面ガラスにはり付けられ、文書 7（自動車登録番号標）が前面及び後面に取り付けられ、文書 8（自動車登録番号標の封印）が後面に取り付けた自動車登録番号票の取付け箇所に取り付けられ、文書 9（車台番号の刻印）が車台部分に打刻され、文書 1 0（保管場所標章）が後面ガラスにはり付けられており、国が所有する動産である当該車両については、宮内庁が物品管理法に基づき物品として管理しているので、これに貼付、取付け又は打刻された文書 5 及び文書 7 ないし文書 1 0 は、当該車両に付合しており、物品又は物品の付属物として管理しているとのことである。 (2) 諮問庁の上記（1）の説明は、物品管理法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律及びこれらに基づく命令等で規定された方法と合致しており、特段不自然、不合理な点は認められない。 ところで、物品管理法 2 条 1 項が定義する物品は、国が所有する動産のうち、現金、法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券及び国有財産法 2 条 1 項 2 号又は 3 号に掲げる国有財産以外のもの並びに国が供用のために保管する動産をいい、皇ナンバー車両及び品川ナンバー車両が物品管理法にいう物品に該当することは明らかである。 上記管理状況を踏まえれば、文書 5 及び文書 7 ないし文書 1 0 は、物品又は物品の付属物と解され、法 2 条 2 項に規定する行政文書に該当するとは認められない。
24-28	答申 2 4（行情） 3 3 6 「尖閣諸島沖中国漁船衝突事件に関して海上保安庁の職員が撮影したビデオ映像を記録したビデオテープ等の受領等の手続に関して作成又は取得された文書の一部開示決定に関する件」 行政文書に該当する電磁的記録とは、通常の設定、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提	3 本件対象文書の特定の妥当性について（略） (3) 海上保安庁内のパソコンの使用状況等に係る記録の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、海上保安庁の行政情報システムに証跡管理システムが導入されており、同システムによって、行政情報システムに接続される同庁の全て（管区等を含む。）のパソコンの使用状況等を海上保安庁本庁のホストコンピューターに電磁的に記録しているが、当該記録（以下「本件記録」という。）は、そのままその内容を出力しても、数字やアルファベットの羅列された書面が作成されるだけであって、その実質的情報内容を直接認識できるようにするためには、専門の技術を備えた職員が専用のソフトウェアを用いて判読可能な状態にする必要があり、また、サイバー攻撃等のセキュリティ事案が発生した場合にパソコンの使用状況等を確認するための記

	示することが可能なものに限られるとした例	録であるので、その必要性が生じることは稀であるとのことである。 法2条2項は、「行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と規定しているが、法は、通常の設定や技術ではその情報内容を直接認識することができないような方式で作成される電磁的記録についてまで、その実質的な情報内容の開示のためにあらゆる措置を講ずべき義務を行政機関に課しているとは解し難い。このような観点からすれば、法2条2項の電磁的記録とは、それを保有する行政機関において、通常の設定、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものに限られると解するのが相当である。 (4) 以上によれば、本件記録については、専門の技術を備えた職員が専用のソフトウェアを使用して判読可能な状態にする必要があり、専用のソフトウェアを備えているだけで誰でも容易に判読可能な状態にすることができるというものではないので、通常の設定、技術等により、その情報内容を一般人の知覚により認識できる形で提示することが可能なものとは言えず、法2条2項の電磁的記録には該当しないと認められる。(略)
24・29	答申24（行情）496 「文部科学事務次官が業務に使用しているパーソナルコンピュータの主たるハードディスク内に作成された特定名称のファイルの開示決定（行政文書非該当）に関する件」 異議申立人が開示を求めているレジストリファイルは、職員のパーソナルコンピュータに搭載されているオペレーティングシステムである「Windows」の提供する機能により自動的に作成・更新等がなされるものであり、その利用は当該パーソナルコンピュータを正常に稼働させることにのみ限定され、職員が組織的に用いるものではないことから、「行政文	1 本件対象文書について 本件対象文書は、『文部科学事務次官が執務室において専ら業務に使用しているパーソナルコンピュータの主たるハードディスク内に作成された「Windows」フォルダ内の「System32」フォルダ内の「config」フォルダ内の「SOFTWARE」という名称のファイル、および、パーソナルコンピュータにログインした状態における「%USERPROFILE%」フォルダ内に作成された「NTUSER.DAT」という名称のファイル』である。 (略) 2 本件対象文書の行政文書該当性について (略) (2) 本件対象文書の作成・利用等 本件対象文書は、マイクロソフト社のオペレーティングシステムである「Windows」においてパーソナルコンピュータを正常に稼働させるために必須の、Windowsが動作する過程において自動的に生成する「レジストリ」という名称のシステムファイルの一つであり、その作成・更新・利用は「Windows」自身によって職員の意思とは関係無く行われ、かつデータ内容及び作成・更新・利用がなされた時期も承知していないものであり、職員の直接的・間接的な指示なく作成・更新されているものであると諮問庁は説明する。 上記諮問庁の説明に不自然な点は認められず、そうであれば、異議申立人が開示を求めているレジストリファイルは、職員のパ

	書」に該当するとは認められないとした例	ーソナルコンピュータに搭載されているオペレーティングシステムである「Windows」の提供する機能により自動的に作成・更新等がなされるものであり、その利用は当該パーソナルコンピュータを正常に稼働させることのみに限定され、職員が組織的に用いるものではないことから、「行政文書」に該当するとは認められない。
24-30	答申 24（独情） 39 「特定学校法人との間で締結された土地譲渡契約に基づく協議内容の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 機構の特定職員が作成したとされる会議メモについて、作成時の状況等から、行政文書に該当すると認めた例	2 本件対象文書の存否について 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件契約の締結以降、本件土地の引渡しの日までに、機構と特定学校法人との間で交わされた文書等として、別紙の 2 の I ないし VI の存在が確認できた旨説明する。 （略） （2）別紙の 2 の II について 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、別紙の 2 の II は、機構の特定職員が作成したとされる会議メモ（個人メモ）であり、機構から同職員に貸与されたパソコンに保存されているものであるが、同メモは職務上作成されたものではなく、組織的に用いられるものではないため、機構が保有する法人文書には該当しない旨説明する。 当審査会において、諮問庁から別紙の 2 の II の提示を受け確認したところ、別紙の 2 の II は、機構の特定職員が特定年月日に特定学校法人の担当者で行った打ち合わせの内容が記載されたものであり、本件土地の引渡しの時期及び現地での境界確認作業についての記載が認められる。 したがって、別紙の 2 の II は、職務遂行上、特定職員により作成されたものと見ることができる。 また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記の打ち合わせに機構側として参加したのは特定職員のみであり、同職員は、本件土地の引渡し日を確認できる文書の作成について組織として当然期待されていたと見ることができ、個人メモ以外にそれに該当する文書は存在せず、さらに、同メモの記載内容を基に本件契約に係る後述の別紙の 2 の III ないし VI の作成等が、同職員によって行われたと見るほかない状況から判断すると、別紙の 2 の II について法人文書としての組織共用性が認められるので、これを本件対象文書として特定すべきである。
26-24	答申 26（行情） 34 「秋の園遊会において特定個人から天皇に渡された文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 天皇陛下宛ての私信は侍従職がお預かりし、お上げすべきものを侍従職からお上げしており、本件対象文書はお預かりし	2 本件対象文書の行政文書該当性について （1）本件対象文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。 ア 本件対象文書は、天皇陛下に直接手渡された天皇陛下宛ての私信であり、宮内庁において、同庁職員が組織的に用いるものとして保有している事実はないことから、法 2 条 2 項の行政文書に該当しない。 イ 天皇陛下宛ての私信については、宮内庁の侍従職がお預かりし、天皇陛下にお上げすべきものを侍従職からお上げしている。 本件対象文書については、園遊会において天皇陛下に直接手渡されたことから、侍従長がその場でお預かりし、その後、他

	た私信であり、組織共有していないので行政文書に当たらないとの諮問庁の説明を是認できるとした例	の私信と同様に侍従職でお預かりしたものである。 (2) 諮問庁から平成25年11月5日の宮内庁次長の記者会見要旨の提示を受けて確認したところ、本件対象文書については、天皇家陛下宛ての私信であり、事務方で預かっている旨宮内庁次長が述べていることが認められ、宮内庁において、同庁職員が組織的に用いるものとして保有している事実はない旨の諮問庁の上記(1)の説明を是認することができる。 したがって、本件対象文書については、法2条2項に規定する行政文書に該当するとは認められない。
26-25	答申26(行情)586 「事務引継書(民事局総務課分)」の開示決定に関する件(文書の特定)」 事務引継ぎの際に担当者が作成したメモについて、その作成・利用・保存・廃棄のいずれの過程においても、組織としての関与は何ら存在せず、専ら職員個人の便宜的判断に委ねられていると認められること等から、行政文書に該当しないとした例	2 本件対象文書の特定について (略) (2) 検討 (略) イ 次に、本件引継ぎに際し、担当者がメモを作成し、後任者へ交付した場合、当該メモは、引継ぎが終了して不要となった時点で廃棄又は個人手持ちの資料として保管され、開示請求時には行政文書として存在しないとの諮問庁の説明について検討する。 (ア) 法における行政文書とは、法2条2項において、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(中略)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と規定され、「組織的に用いる」とは、その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。そして、作成又は取得された文書が、どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては、当該文書の作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。 (イ) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該メモは、規定等に基づいて、組織的に作成されるものではなく、あくまでも事務引継ぎの際に、前任者個人の判断で便宜的に作成され、個人の参考として使用されるもので、保存・廃棄についても、前任者あるいはその交付を受けた後任者が個人的に判断し、組織として何ら関与するものではないことから、作成・利用・保存・廃棄のいずれの過程においても組織共用性を有しないため、法2条2項に規定する行政文書には当たらないと判断したとのことである。 (ウ) 上記諮問庁の説明を踏まえると、当該メモの作成・利用・保存・廃棄については、そのいずれの過程においても組織としての関与は何ら存在せず、専ら職員個人の便宜的判断に委ねられているものと認められるのであって、当該職員の職務内容そのものの実施において直接的に用いられるものではないことからすれば、たとえ当該職員が当該メモを廃棄せずに

		保有していたとしても、そのことのみをもって、行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものということとはできず、法2条2項に規定する行政文書には当たらない。
27-21	答申27（行情）86 「特定文書のデータ容量が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 特定文書（電磁的記録）のデータ容量が分かる文書（プロパティ情報）の開示請求について、処分庁の文書管理規則上、プロパティ情報に関する規定が存在せず、組織として当該情報を作成・利用・管理していないなどとする諮問庁の説明を是認し、処分庁が本件対象文書を保有しているとは認められないと判断した例	2 プロパティ情報の行政文書該当性等について (1) 行政文書について 法2条2項において「行政文書」とは、①行政機関の職員が職務上作成し、又は取得したこと、②文書、図画及び電磁的記録であること、③当該行政機関の職員が組織的に用いるものであること、④当該行政機関が保有しているものであることとされている。 ここで「組織的に用いる」とは、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、作成・取得され、利用され、又は保存されている状態のものを意味すると解するのが相当である。 そして、作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものであるかについては、i) 当該文書の作成又は取得の状況、ii) 当該文書の利用の状況、iii) 当該文書の保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。 (2) 本件のプロパティ情報について ア 通常、パーソナルコンピュータ（以下「PC」という。）のソフトウェアを利用して文書（電磁的記録）を作成した場合、PC内にファイルのアイコンが作成されるところ、当該アイコンを右クリックするとプロパティ情報が得られ、そこに、当該文書（電磁的記録）の容量が示されていると認められる。 諮問庁は理由説明書において、本件のプロパティ情報は「行政文書」に該当しない旨説明しているところ、当該プロパティ情報のi) 作成又は取得の状況、ii) 利用の状況、iii) 保存又は廃棄の状況等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、以下のとおり説明する。 (ア) 防衛省文書管理規則上、プロパティ情報に関する規定は存在しない。 (イ) 上記第3の2（1）ないし（9）の各文書（電磁的記録）は、担当部署において業務上使用されているものの、そのプロパティ情報については、PC内のソフトウェア又はWindowsといったオペレーションシステムが勝手に情報を生み出している（ファイルに情報を付与している）にすぎず、組織として当該プロパティ情報を業務上必要なものとして作成・利用・管理していない。 イ 本件のプロパティ情報について、組織として作成・利用・管理していないとする上記アの（ア）及び（イ）の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、「本件のプロパティ情報は法2条2項に規定する「行政文書」に該当しない。」とする諮問庁の説明は是認できる。 (3) その他の「データ容量が分かる文書」について 諮問庁は、本件のプロパティ情報以外に、上記第3の2（1）

		ないし（９）の各文書（電磁的記録）の「データ容量が分かる文書」が存在するかどうか、原処分に当たって念のため探索を入念に行ったが特定すべき行政文書の存在を確認することができなかったとしており、当該諮問庁の説明に、不自然・不合理な点は認められない。
27-22	答申２７（行情）４９４ 「脳死下臓器提供事例に関し提供施設から検証のために借用した「検証資料フォーマット」等の不開示決定に関する件」 脳死下臓器提供事例に関し、提供施設が処分庁に提出した資料の開示請求について、当該資料は、脳死下での臓器提供事例があった医療機関から一時的に借用しているものであり、処分庁が保有しているとは認められないとして、行政文書に該当しないと判断した例	２ 不開示情報該当性について （１）本件対象文書について ア 諮問庁は、本件対象文書について上記第３の３（３）において「提供施設から借用している」としているの、当審査会事務局職員をしてその意味を確認させたところ以下のとおりであった。 脳死下での臓器提供事例について、初期治療から脳死判定に至るまでの医学的な検証等を行うために「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（検証会議）を開催している。当該検証会議における検証のため、「脳死下での臓器提供事例に係る検証作業のために借用する資料についての管理細則」に基づき、脳死下での提供事例があった医療機関の協力により、資料を借用して使用しており、検証会議における検証作業が終了した後、随時返却している。 イ 上記の諮問庁の説明を踏まえて検討するに、本件対象文書として特定された文書は、脳死下での臓器提供事例があった医療機関から諮問庁が一時的に借用しているものである。 ところで、法２条２項の規定によれば、「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(中略)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」とされているところ、本件対象文書は、諮問庁が一時的に借用しているものであって、保有しているとは認められないことから、法２条２項に規定する行政文書に当たらない。 （２）不開示情報該当性について 上記（１）のとおり、本件対象文書は、法２条２項に規定する行政文書に該当せず、法の開示請求権制度の対象とする必要はないものと解すべきである。 （略）
27-23	答申２７（独情）１３ 「法科大学院における特定科目の定期試験問題等の不開示決定に関する件」 法科大学院の定期試験を実施した教員のうち希望する教員が授業期間外に開催している正課外の会合である講評会の配布資料について、法人文書非該当を認めた例	３ 文書２の法人文書該当性について （１）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、講評会の実施形態、文書２が含まれることとなる講評会資料の取扱い等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 ア 講評会は定期試験を実施した教員のうち希望する教員が授業期間外に開催している正課外の会合である。その実施内容は各教員に一任されており、学生には出席義務はない。 イ 講評会の開催に当たって資料等の作成は義務づけられていないが、上記の講評会の性格から、資料が作成された場合は実施教員の私的資料という位置づけであって同教員と学生の間でのみ使用される文書である。当該文書については、事務局はもとより、教職員間でも共用の事実はなく、組織的に用いるもので

		はない。 ウ なお、講評会の開催日時、場所等についての告知は、教室の予約を伴うものについては事務局に依頼があるため、時間割表の形で学内の掲示板や法曹養成専攻HPに掲載しているが、それ以外については事務局では把握していない。また、諮問に当たって一部の教員に確認したところ、講評会に参加する学生は当該科目に履修登録している学生に限られることから、講評会参加に当たっての事前準備の要否、内容等について授業又は試験後に授業用HP等で学生に連絡しているとのことであり、開催の告知も教員によっては同様に行っている可能性があると考えられる。 エ 以上を踏まえ、講評会の資料である文書2は、法2条2項に規定する法人文書に該当せず、これを不開示とした原処分は妥当と判断するものである。 (2) 上記諮問序の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、文書2は、東京大学が組織的に用いるものとして保有している法人文書には該当しないと認められる。
28-21	答申28（行情）646 「長官が特定日の参議院決算委員会で存在すると認めたと報じられた「国会に情報開示していない内部検討資料とみられるデータ」の不開示決定（行政文書非該当）に関する件」 内閣法制局長官等に上げた段階で不採用になったものの、消去されず共有フォルダに残存していた国会答弁資料案（電子データ）について、国会の審査に備えて職務上作成され、複数の職員の検討等にも供されるなど、組織的に利用されていたことが容易にうかがえるものであり、行政機関内部における一般的な取扱いや職員の主観的な認識、文書の作成後の利用実績の有無により、行政文書該当性が左右されるものではなく、本件対象文書に係る具体的・客観	2 本件対象文書の行政文書該当性について （略） (2) 本件対象文書が行政文書として作成・利用されたか否かについて ア 上記（1）を踏まえて検討すると、「全23問の国会答弁資料案」は、内閣法制局（第一部）の職員が、国会における閉会中審査に備えて、次長の下承を得て長官に上げられることを予定して職務上作成したものであることは明らかである上、そのうちの「次長了の国会答弁資料案」は、実際にも、その後そうした決裁手続が踏まれて組織的に利用されていると認められるものであり、また、「次長了前の国会答弁資料案」も、内閣法制局（第一部）の複数の職員の閲覧・検討等にも供されるなど、組織的に利用されていたことが容易にうかがえるものである。 したがって、このような「全23問の国会答弁資料案」の作成状況を踏まえ、その利用状況をも総合すれば、「全23問の国会答弁資料案」は、その電磁的記録（本件対象文書）を含め、全部が行政文書として作成・利用されたものであることは明らかである。 （略） (3) 本件開示請求の時点における本件対象文書の行政文書該当性について （略） エ しかしながら、行政文書該当性については、対象となる文書に係る具体的・客観的状況に基づいて判断すべきものであり、行政機関内部における一般的な取扱いや、行政機関の職員の主観的な認識といった事情により、その判断が左右されるものではないと解されるのであって、この点は、行政文書として作成・利用された本件対象文書が、その後廃棄又はこれに準ずるよう

	的状況に照らし、開示請求時点においても、廃棄又はこれに準ずるような状況にあったなどとはいえず、行政文書該当性を否定するに足る特段の事情は認められないとして、改めて開示決定等をすべきとした例	な状況が生じるなどして、行政文書該当性が否定されるとみることができるか否かの判断に関しても、同様というべきである。 そうすると、上記アのとおり、本件対象文書の残存状況等の具体的・客観的状況に照らせば、国会答弁資料案について、上記ウ（ア）の諮問庁の説明にあるような内閣法制局における一般的な取扱いや実情があったとしても、国会における答弁の資料として用いられることがなくなったことにより、直ちに、本件対象文書につき、客観的にみて、廃棄又はこれに準ずるような状況が生じたとはいえず、その行政文書該当性が否定されると認めることはできない。 また、諮問庁は、本件対象文書を上記ア（ア）の「古いデータ」という名称の共有フォルダに保存した際の内閣法制局職員の認識は、上記ウ（イ）のとおりであり、同局職員がそれを消去するのを失念していただけである旨説明するが、たとえそうであったとしても、実際には、上記アのとおり、本件対象文書が上記のフォルダに消去されないまま残存していた以上、そうした同局職員の主観的な認識等により、直ちに、本件対象文書の行政文書該当性が否定されることにはならない。 さらに、上記ウ（ウ）の諮問庁の説明についても、行政文書として作成された本件対象文書の作成後の利用実績の有無といった事情は、本件対象文書の行政文書該当性の有無を直接左右するものではないというべきであるから、本件対象文書につき、上記のフォルダに入れられた後の利用実績がなかったからといって、上記の具体的・客観的状況に照らし、直ちに、本件対象文書が、客観的にみて、廃棄又はこれに準ずるような状況にあったとか、あるいは、内閣法制局の職務とは関係なく同フォルダに残存していたなどとみことは到底できない。 オ 以上に検討したとおり、本件対象文書につき、諮問庁の説明を踏まえても、その行政文書該当性が否定されるものではなく、その他、本件開示請求の時点における行政文書該当性を否定するに足る特段の事情は認められないから、本件開示請求の時点において、本件対象文書は行政文書に該当しないとは認められない。
29-21	答申 2 9（独情） 2 3 「特定の細胞サンプル提供依頼承諾から返納に至る記録の開示決定（不存在）に関する件」 特定の大学教員が送受信したメールやファックスについて、大学においては個々の研究者が自由な発想に基づき自主的・自律的に研究活動を展開することが認められてお	2 本件対象文書の保有の有無について （1）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の存否に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 本件開示請求は、本学の教員であるAが送受信したメールやファックス等の開示を求めるものである。 大学においては、学術研究の根源的な価値は研究者の自由な発想に基づく独創性が担っているとの考えから、個々の研究者が自主的・自律的に研究活動を展開することが認められている。本件請求に係る、A教員から特定大学のB教員への細胞サンプルの提供は、A教員が自身の研究成果を提供したものであり、また、B教員の目的も、自身の研究についての検証であったことを考えると、これも研究活動の一環として教員の裁量で判断すべきことで

	り、請求に係るメール等に大学が組織として関与するものではないとの諮問庁の説明を認め、当該文書は法人文書に該当しないと判断した例	あり、その連絡の記録についても、教員自らが管理するもので、大学が組織として関与するものではない。 なお、本学では、A教員から該当するメール等文書の提出を受けたという事実はなく、本件開示請求を受けて、改めて該当する文書の探索を行ったが、組織的に用いる文書としての保有は確認されなかった。 よって、本件請求の対象文書は、存在するとしてもA教員が個人として保有するもののみであり、これは組織的に用いるものとして本学が保有しているものではなく、法2条2項に規定する「法人文書」には該当しない。 なお、審査請求人は文部科学省の「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」を根拠として、提供に関する記録が法人文書である旨主張しているが、当該ガイドライン中の「4. 成果有体物の提供手続きの簡素化」の項目は、研究者が管理する成果有体物については研究者間で提供を行うという趣旨であり、記録の管理に関しては研究者の責任であるとしている（「研究者は責任をもって提供に関する記録を保管すること」）。よって、本件に関する記録が組織共用性のある法人文書であるとする主張の根拠にはならないと考える。 (2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。 したがって、京都大学において本件対象文書を保有しているとは認められない。
30-28	答申30（行情）248 「法務大臣が特定SNSに掲載した新任検事辞令交付式の写真の不開示決定（不存在）に関する件」 本件写真データは、秘書課職員が、法務省の広報等で利用することを想定し、法務省のカメラを使用して辞令交付式の写真を撮影したというのであるから、当該秘書課職員がその職務上作成したものであることは否定できず、また、本件写真データが当該秘書課職員から法務大臣に提供された経緯に照らせば、本件写真データが組織的に利用されたものであることは明らかであるから、行政	2 本件対象文書の保有の有無等について (略) (3) そこで、本件写真データが当該秘書課職員に貸与された業務用パソコンのドライブ内に作成された個人用フォルダ内に保存されていた旨の諮問庁の説明を踏まえ、本件写真データについては行政文書に該当しない旨の諮問庁の説明の妥当性について検討する。 (略) ウ 本件写真データの作成状況・経緯等についての上記イの諮問庁の説明を前提に検討すると、まずもって、本件写真データは、当該秘書課職員が、法務省の広報等で利用することを想定し、法務省のカメラを使用して本件辞令交付式の写真を撮影したというのであるから、当該秘書課職員がその職務上作成したものであることは否定できず、この点は、後にそれが法務省の広報等に利用されなかったとしても、また、当該秘書課職員において、秘書業務の参考とするためのいわば備忘録として撮影する目的をも併せ有していたとしても、左右されるものではない。 また、諮問庁が説明するような、本件写真データが当該秘書課職員から法務大臣である上川陽子氏に提供（その秘書を通じて）された経緯に照らせば、本件写真データが組織的に利用されたものであることは明らかであって、この点は、本件写真データが、上記提供後、同人が個人で開設している本件SNSへ

	文書に該当することは否定できないと判断した例	の投稿（上記（１）のとおり、投稿者である同人が法務大臣として出席した本件辞令交付式の紹介等を内容とするもの）に用いられたからといって、左右されるものではない。 したがって、本件写真データについては、行政文書として作成・利用されたものといえるのであり、たとえ、当該秘書課職員において、本件写真データを、業務用パソコンのドライブ内に作成された個人用フォルダ内に、自己のみがアクセスできる状態で一時的に保存していて、後に本件写真データを廃棄するつもりで、廃棄するのを失念していたとしても、本件写真データの組織共用性が否定されるものではない。
30-29	答申３０（独情）１２ 「特定期間に開催された特定学部教授会の議事録等の一部開示決定に関する件」 教授会等の音声記録の開示請求に対し、当該音声記録は議事要旨を作成する職員が手書きのメモを補うために個人的に使用するものであり、文書管理規則にも定めがなく、法人文書に該当しないとしていることにつき、当該音声記録は担当職員が職務上、作成が義務付けられている議事要旨を作成するために、担当部署において利用、保存されており、組織共用性が認められることから、法人文書に該当すると判断した例	３ 文書２の法人文書該当性について （１）当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、音声記録の取得の状況、管理・保存の状況及び利用状況等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。 ア 教授会の議事要旨は、通常、本学の職員が手書きでとったメモをベースに作成しており、音声記録はそれを補うために使用するものである。具体的には、担当職員が職務上義務付けられている議事要旨の作成に当たり、質疑応答が紛糾するなど発言主旨が不明となった場合にのみこれを使用し、確認するものである。 なお、本学の文書管理規則においては、音声記録の取扱いについて定めがなく、飽くまで個人的に使用するための記録であり、組織的に用いているものではない。 イ 音声記録は、録音後、議事要旨作成が完了するまで、長岡技術科学大学が保有し、議事要旨の作成を担当する部署において共有されているＩＣレコーダーに一時的に保存しているが、保存を義務付ける取扱いもなく、担当職員が自己の判断によりデータを削除している。 （２）以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。 ア 諮問庁は、音声記録について、文書管理規則に定めがなく、飽くまで個人的に使用するための記録であり、組織的に用いるものではない旨説明する。 しかしながら、上記（１）の諮問庁の説明によると、教授会の議事要旨作成に当たり、発言主旨が不明な場合にそれを補うことを目的に音声記録を使用することがあるとのことであるので、音声記録は、担当職員が職務上、作成が義務付けられている教授会議事要旨を作成するための補助手段になっているものと認められる。また、その管理・保存の状況についても、担当職員のみが利用可能な状態にあったとは認められない。 以上のような音声記録の性質及び利用状況等を踏まえると、音声記録は、教授会の議事要旨作成のために、担当部署において利用及び保存される電磁的記録であるといえ、法人文書としての組織共用性が認められる。 イ したがって、音声記録は、法２条２項に規定する法人文書に該当すると認められるから、これにつき、改めて開示決定等を

		すべきである。
30-30	答申30（独情）18 「特定工事に係る特定工の数量算出根拠に関する文書等の不開示決定に関する件」 ・ 機構が発注する工事の積算業務に用いる積算要領について、工事の受注を希望する事業者等に販売している書籍と同一であるとして、法人文書に該当しないとしたことにつき、当該書籍には受注に必要な一部の記載が省略されていることから、同一の文書とは認め難いとして、当該積算要領を特定し、改めて開示決定等をすべきと判断した例	2 本件対象文書の特定の妥当性及び法人文書該当性について（略） （2）以下、検討する。 （略） ウ このことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 諮問書に添付した本件対象文書の表紙の「技術管理課」の記載は、同文書を保有し使用していた部署の名称であるが、販売されている書籍にはない記載であったので、諮問書への添付に当たり、二重線で抹消したものである。 諮問書に添付した本件対象文書は、機構が行う工事の発注に必要な積算の考え方や基準等、機構の工事の発注業務に必要な事項を取りまとめた、機構において作成、編集した文書であり、機構において保有し、機構が発注する工事の積算業務に使用している。一方、工事の受注を希望する業者等には、受注価格作成業務等の便宜を図るため、販売を特定会社A（現在は特定会社Bに変更）に委託し、委託販売先に購入を申し込んだ者に書籍（PDF形式の電子データとしてCDに保存）として販売している。 なお、機構の業務において使用している本件対象文書には、機構の積算システムを用いて積算する際に必要となる条件等が、業務上必要であるため掲載されているが、これらの記載は工事の受注希望者等には不要な情報であるため、販売されている書籍では該当箇所を省略している。 エ 上記ウの諮問庁の説明によると、販売されている書籍は必ずしも本件対象文書と同一の文書とはいえず、また、本件対象文書は、機構の業務に使用することを目的として、機構において作成、保有されているものと認められる。 オ したがって、本件対象文書は、法2条2項1号にいう「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に当たるとは認め難く、同項の法人文書に該当すると認められるから、これにつき改めて開示決定等をすべきである。
30-31	答申30（独情）25 「特定日に所有権移転登記を錯誤抹消した土地についての経緯が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」 ・ 特定土地の抹消登記に係る決裁文書について、関西国際空港の「運営」に係る文書であるとし	2 本件対象文書の保有の有無について（略） （3）そこで、別紙の2に掲げる文書の法人文書該当性について検討する。 （略） イ これらの点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。 （ア）別紙の2に掲げる文書の1枚目（起案用紙）の「建設運営区分」欄の記載については、処分庁の文書管理規程34条の2において、文書の整理に当たって、「運営」、「建設」、「共通」の3つに分類（大分類）することとされており、この大分類

	て、開示請求の対象外としたことにつき、当該文書は処分庁の文書管理規程上、開示請求の対象である法人文書に該当する「共通」に分類されているところ、諮問庁は誤りである旨説明するが、これが誤りであるとする根拠は必ずしも明確でなく、「共通」に分類されている以上、開示請求の対象外とは認め難く、法人文書に該当すると判断した例	の名称を記載したものである。 (イ)「運営」とは、法別表第2第1項下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの、「建設」とは、法別表第2第1項下欄に掲げる業務以外の業務に係るものとして、同欄に掲げる業務に係るものと区分されるもの、「共通」とは、「運営」及び「建設」以外のものをいい、文書管理規程41条において、「建設」又は「共通」に分類される文書を開示請求の対象である法人文書として定義している。 (ウ)別紙の2に掲げる文書の「建設運営区分」欄には「共通」と記載されているが、大阪国際空港に係る土地の出資に係る不動産登記については、設置管理法9条1項4号「大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業」のうち、同号イ「緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理」又は同項7号「前各号の事業に附帯する事業」の範囲に該当するから、当該文書は、本来「運営」に分類される文書であり、開示請求の対象である法人文書には該当しないと考える。別紙の2に掲げる文書が「共通」に分類された理由は不明であるが、おそらく当時の担当者の誤りであったと思われる。 ウ 上記諮問庁の説明を検討すると、別紙の2に掲げる文書は、新関西国際空港株式会社が受けた出資に関する文書であり、関西国際空港の建設業務に係る文書ではないものの、専ら設置管理法9条1項4号イ又は同項7号の事業の範囲に該当する業務に係る文書とはいいい切れず、諮問庁が「運営」に分類される文書であるとする根拠は必ずしも明確ではない。そうすると、別紙の2に掲げる文書の「建設運営区分」欄に「共通」と記載されている以上、法2条2項4号の開示請求の対象外とは認め難く、法人文書に該当すると認められる。
4-12	答申4（行情）343 「特定ウェブサイトに係る「銀の盾」の不開示決定(行政文書非該当)に関する件」 審査請求人が開示を求める文書は物品であり、物品に表示されている文字やマークが、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有機的に可視的状态に表現したものとはいえないとして、行政文書該当性を否定した例	2 本件対象文書の行政文書該当性について(略) (2) 当審査会において、「特定プログラム」に係るウェブサイト及び諮問書に添付された本件対象文書の写真を確認したところ、本件対象文書は、特定ウェブサイトにおいて、一定の条件を満たした者に送られる賞品とされており、その表面に、特定の要件を達成した旨の記載やロゴマークが表示されている物品であると認められる。法2条2項所定の「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有機的に可視的状态に表現したものと解されることから、本件対象文書が、特定ウェブサイトにおいて、特定の要件を達成したことを表彰するために贈呈される物品であり、表示されている文字やマークが、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有機的に可視的状态に表現したものとはいえないことからすると、諮問庁が上記(1)で説明するとおり、本件対

		象文書は同項所定の「文書、図画」に該当しないものと認められ、本件対象文書について、行政文書に該当しないとして不開示とした原処分は妥当である。
5-28	答申5（独情）42 「特定のセミナーのために出席者等とやり取りした文書の不開示決定（不存在）に関する件」 法人の経理システムに記録・保存し、謝金等の支払調書の作成に用いる情報について、職員が職務上作成・取得した電磁的記録であって組織的に用いるものである以上、法人文書に該当するとした例	2 本件対象文書の保有の有無について（略） (2) 当審査会において、諮問庁から独立行政法人経済産業研究所法人文書管理規程の提示を受けて確認し、また、当審査会事務局職員をしてR I E T I が公開するB B Lセミナーの開催実績を確認させたところ、上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理なものであるとまではいえない。 一方で、R I E T I が過去に開催したB B Lセミナーには、R I E T I の所在地から遠方の研究機関に在籍する研究者がコメンテータ等に選定されている例もあり、このような場合、当該者のために旅費や謝金を支払うことが自然である。このため、当審査会事務局職員をして諮問庁にB B Lセミナーのコメンテータ等に対する旅費や謝金の支払に関する実態を確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 ア B B Lセミナーのコメンテータ等に対して旅費や謝金を支払うことはあり、本件B B Lセミナーでは、特定個人B及び特定個人Cに対して謝金を支払っている。 イ 特定個人B及び特定個人Cとは、謝金の支払に当たって必要となる情報のやり取りをしており、当該やり取りのために作成・取得した電子メールやメモ等は廃棄されているが、やり取りで得られた情報は、R I E T I 内の経理システムに記録・保存し、支払調書の作成等に用いていた。このようなシステム内で記録・保存している情報も法人文書に該当するのであれば、本件対象文書に該当するため、特定し、開示決定等することとしたい。 (3) 上記（2）イで諮問庁が説明する情報については、R I E T I の職員が、R I E T I として開催するB B Lセミナーのために情報を取得した上で、経理システム内に記録・保存し、支払調書の作成等のR I E T I の業務に用いているものと考えられる。そうすると、当該情報は、法2条2項所定の職員が職務上作成・取得した電磁的記録であって組織的に用いるものであり、また、本件B B Lセミナーのために、R I E T I と出席者との間でやり取りした結果、作成・取得されたものであることから、本件対象文書に該当すると認められる。
6-25	答申6（行情）561 「特定公共職業安定所において特定職員がハローワークシステムの相談記録に登録するために作成した下書き等の不開示決定（不存在）に関する件」	2 本件対象文書の保有の有無について (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記第3の3（2）アないしエの説明に補足して、以下のとおりの説明があった。 ア 本件対象文書1について 特定ハローワーク特定部門の特定職種職員による求職者の職業相談の対応は、その相談内容を簡潔にハローワークシステムに記録することとしている。

	本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分について、下書き資料として、備忘等のために個人的に使用する目的で作成されるものであるから、法2条2項に規定する行政文書に該当しないと認められるので、結論において妥当であるとした例	そのため、相談担当者によっては、備忘のために相談の要旨を紙面に記録しておき、後に内容等を整え、ハローワークシステムに相談内容として記録することがある。しかしながら、このようにハローワークシステムに相談記録を入力するための下書きとなる資料等（紙のメモを含む。以下「下書き資料」という。）は、担当者が備忘等のために個人的に使用する目的で作成されるものであるから、法2条2項に規定する行政文書に該当せず、一般的には、ハローワークシステムに相談記録が入力された後、速やかに廃棄される。 イ 本件対象文書2について 下書き資料については、上記のようにこれが作成されることがあるとしても、備忘等のために個人的に使用する目的で作成されるものであるから、法2条2項に規定する行政文書に該当せず、これを管理するための管理台帳は保有していない。 (2) 以上を踏まえ検討すると、本件対象文書1については、上記のように、下書き資料として、備忘等のために個人的に使用する目的で作成されるものであるから、法2条2項に規定する行政文書に該当しないと認められ、原処分において、本件対象文書1を保有しないとして不開示としたことは、結論において妥当である。 また、本件対象文書2につき、審査請求人は、特定ハローワークの特定管理部門において管理している下書き資料の管理台帳の開示を求めていると解されるところ、下書き資料を管理するための管理台帳は保有していないとの上記第3の3（2）エ及び上記（1）イの諮問庁の説明は、不自然な点はなく、千葉労働局において本件対象文書2を保有しているとは認められない。
6-26	答申6（行情）1119 「特定刑事施設保有の専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立の熱量及び塩分が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件」 専用のアプリケーションに入力されている被収容者向け献立（レシピ）の熱量及び塩分が分かる文書について、当該アプリを使用して、行政文書である被収容者に給与する食料の献立を作成していること、管理栄養士が作成したレシピは削除されずに蓄積されること、複数の職員が当該アプリにアクセスすることが可	3 原処分の妥当性について (略) (2) 検討 (略) イ 本件対象文書の行政文書該当性について (略) (ウ) 上記第3の2（1）及び上記3（1）ウの諮問庁の説明によれば、特定刑事施設では、アプリを使用して、行政文書である被収容者に給与する食料の献立を作成していること、管理栄養士が作成したレシピは削除されずに蓄積されること、複数の職員がアプリにアクセスすることが可能であることなどが認められる。そうすると、本件対象文書は、特定刑事施設の職員が職務上作成又は取得した電磁的記録であって、特定刑事施設の職員が組織的に用いるものとして、特定刑事施設が保有しているものであると解される。

	能であることが認められることから、当該文書の行政文書性を認めた例	
--	----------------------------------	--